# 小田原市における太陽光発電の普及に向けた取組と規制について

平成26年7月12日(土)

小田原市長 加藤 憲一

# 1. 東日本大震災を受けて

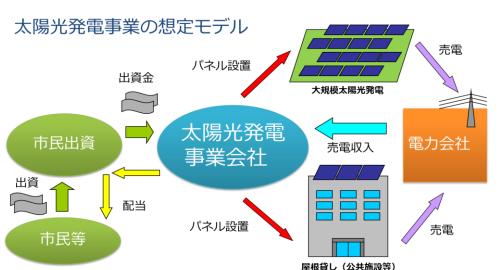


平成23年7月、東日本大震災による計画停電等の経験を受け、 NPO法人環境エネルギー政策研究所の 飯田 哲也 氏を「行政戦略アドバイザー」に招聘し、公開アドバイザリーを実施。 「小田原電力」の立ち上げを提案。

# 小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会

本市は、小田原電力を実際の動きとすべく、環境省の**「地域** 主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務」に応募、採択 を受ける。

採択後、検討組織として、平成23年12月に、官民協働の 「小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会」を設立。





#### 《 太陽光発電事業化検討 》

比較的短期間で事業化が可能とされる 太陽光発電の事業化検討を行った。

長野県飯田市等の先進事例を参考としつつ、小田原ならではの太陽光発電の事業化の仕組みを検討し、平成24年度に「太陽光発電事業化計画」を策定した。

# 2. 事業会社の設立

# 「ほうとくエネルギー株式会社」の概要

平成24年12月に、市内の24事業者の出資により、協議会で策定した「太陽光発電事業化計画」を実施する事業会社として、「ほうとくエネルギー株式会社」が設立された。

小田原にゆかりのある二宮尊徳の**「報徳思想」を経営理念**に取り入れ、資本や経営陣、設備の建設に至るまで、地域の力を最大限活用した経営を目指すこととしている。



(左から、吉川副知事、加藤市長、鈴木会長、蓑宮社長)

## 事業の内容

現在は、公共施設の屋根を借りて発電を行う 「太陽光発電屋根貸し事業」と市内山林内での 「メガソーラー事業」の2つの事業を実施してい る。いずれの事業も「市民出資」による地域の参 加を取り入れている。



富水小学校に設置された太陽光発電設備



メガソーラー建設地

# 3. 太陽光発電屋根貸し事業

本市では、市有施設の屋上等を事業者に貸し出し、固定価格買取制度に基づいた太陽光発電事業を行ってもらう"屋根貸し事業"の実施に当たり、次の規則改正及び規制緩和を行った。



#### ≪課題≫

固定価格買取制度に基づいた太陽光発電 事業には、「20年」という長期間の使用許 可が必要がある。

#### ≪課題≫

建築物の屋上に設置する太陽光パネルは、 建築物の高さの算入対象となり、都市計画法 による高度地区の高さ制限に適合させる必要 がある。

# 「小田原市財産規則」の改正

行政財産の使用許可期間は**「1年間」**と 規定があり、毎年度の許可申請が必要となる。



#### 《改正の内容》

太陽光発電設備の設置のために使用させる場合の許可期間を「25年以内」と改正した。

# 高度地区における「高さ制限」の緩和

小田原都市計画高度地区の高さ制限を超えて、太陽光パネルを設置することはできない。



#### 《緩和の内容》

冬至日の南中時において、建築物の**敷地外** に太陽光パネルによる日影が生じなければ、 市の適用除外の認定を受けることで、その地 区に定められた高さ制限を超えて設置できる。

# 4. 山林におけるメガソーラー事業

本市は、官民協働の「小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会」において、民有地の 山林におけるメガソーラー事業の実施を検討した。(事業の実施は、ほうとくエネルギー株 式会社が行っている。)

# 山林の開発に係る主な法規制

#### 森林法 ≪ 林地開発許可制度 ≫

山林における開発面積が**1 haを超える**ものは、**知 事の許可が必要**となる。

### 神奈川県 ≪ 土地利用調整条例 ≫

市街化調整区域における**1 ha以上**の開発行為は、 **県と事前調整が必要**となる。

# 神奈川県 ≪ 自然環境保全条例 みどりの協定 ≫

1ha以上の開発行為を対象とし、自然環境の維持や回復のため、開発しようとする 区域の20%を樹木等で覆われた"緑地"と して確保するもの。





# 《規制緩和に向けた動き》

本市は、神奈川県に対し、太陽光発電 などの施設建設の場合における**緑地率の 緩和**を検討するよう意見を提出した。

# 5. 農地における太陽光発電事業

農林水産省の通知により、農地の転用許可ではなく、一時転用許可を受けることによって、 **営農を維持した太陽光発電事業が実現**している。

農地に支柱を立てて設置された太陽光発電



《平成25年3月》農林水産省通知

# 農地の「一時転用許可」とする

太陽光パネルを設置するための**"支柱"を立てる行為**は、農地の**一時転用許可**の対象として、転用の可否を判断する。

#### 《転用許可条件》

- ◆ 許可の期間は3年間
- ◆ 営農の適切な継続
- ◆ 収量を地域の平均収量と比べ**2割以上減** 少させない

ことなどを条件とする。



## 小田原市内の導入事例

一時転用許可により設置された足柄茶畑の 営農型太陽光発電設備

